

# 石川県公報

平成24年3月28日(水曜日)

号外

(第18号)

## 目次

### 監査委員

包括外部監査結果公表

1

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

1

### 監査委員

#### 包括外部監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 山本 博から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表する。

平成24年3月28日

石川県監査委員	山	田	省	悟
同	盛	本	芳	久
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

#### 包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成23年3月28日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月28日

石川県監査委員	山	田	省	悟
同	盛	本	芳	久
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

#### 第1 公表の範囲

平成22年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

#### 第2 公表の概要

平成22年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
産業立地課	(誘致企業の審査体制) [総論] 雇用拡大関連企業立地促進補助金の交付では、どのような審査が行われたのか一部不明なものがあった。しかし、企業誘致については、多額の税金が投入されることや継続的な事業実施のため、誘致企業の財務内容等の審査が必要である。企業誘致の性格上、審査を厳しくすると誘致にならないが、事業を継続してもらうことが前提であるため、一定の審査は必要である。	補助対象企業の雇用内容、財務内容、将来性等に関する審査を明確化するため、平成23年度より計画書の審査時や補助金の交付決定時に、対象企業の経営状況についての審査書類を追加し、審査体制を強化した。

経営支援課	(設備近代化資金貸付金・中小企業高度化資金貸付金における回収対応) [総論]	より適切な回収対応に努めるとともに、国や中小企業基盤整備機構と協議し、要件が整ったものは、適時、不納欠損処理を行うこととした。
産業政策課	(事業評価について) ISICO経由で投資事業有限責任組合に出資する事業が行われているが、当該事業に対し、「今後は株式上場により飛躍的に発展するようなベンチャー企業育成を輩出することが期待できる」と評価しているが、根拠が不明で、自己評価として不適切である。	売上高や雇用創出など評価項目を明確にしたうえで、評価することとした。 ただし、評価結果については平成25年2月末までが事業期間中であることから、事業期間満了後に公表することとした。
産業立地課	(誘致企業の審査体制) [総論と同旨] 雇用拡大関連企業立地促進補助金の交付では、どのような審査が行われたのか一部不明なものがあった。雇用拡大関連企業立地促進補助金についても、創造的産業等立地促進補助金と同様に、雇用内容、財務内容、将来性等について審査する審査会を設置するなど、より審査体制を整備すべきである。	補助対象企業の雇用内容、財務内容、将来性等に関する審査を明確化するため、平成23年度より計画書の審査時や補助金の交付決定時に、対象企業の経営状況についての審査書類を追加し、審査体制を強化した。
経営支援課	(運用益の使途について) 設備資金貸付金の貸倒引当のための積立資金が、年度末に、一時的にISICOの借入金の返済に充当されており、ISICOの決算では積立資金がない状況となっているが、本来は損失補償引当資産等として設定されるべきである。	ISICOでは、平成23年3月決算において、運用益のうち、貸倒処理の資金として積み立てておく必要がある金額については、借入金返済には充当せず、「貸倒引当準備資産」として計上した。
	(回収対応について) 延滞債権に対する回収の個別対応は、ISICOへ委託されている。事業継続している貸付先については、決算書等を入手して事業の状況を把握し、回収対応を行う必要があるが、一部について決算書等の入手が行われていない貸付先が見られた。 債務の回収可能性に応じた回収対応を強化し、より適切な債権管理及び回収業務を行るべきである。	平成23年度より、延滞先へ決算書等の提出を求めており、決算書等により回収可能性を検討し、より適切な債権管理、回収業務を行うこととした。

	(債権管理について) 高度化事業に係る貸付後の債権管理の適正化に資するため、中小企業基盤整備機構による「都道府県の債権管理に関する対応指針」が定められており、当該対応指針を遵守し、より適切な債権管理を行うべきである。	当該対応指針を遵守し、より適切な債権管理を行うこととした。
	(回収対応について) [総論と同旨] 延滞債権については、債務の回収可能性に応じた回収努力を続ける必要があるが、成果が期待できないものは、適時、不納欠損処理を実施すべきである。	より適切な回収対応に努めるとともに、国や中小企業基盤整備機構と協議し、要件が整ったものは、適時、不納欠損処理を行うこととした。
財団法人石川県産業創出支援機構	(債権の資産査定の実施について) I S I C O の債権の査定管理規定では、債務者区分及び債権分類を実施し、資産査定を行うことになっているが、経営状況等の把握は一部の企業にしか行われておらず、債務者区分については、正常先、要注意先の区分は行われていない。 債権の査定管理規程を遵守し、定期的に利用者の経営状況等の把握に努め、適切な資産査定及び債権管理を行うべきである。	平成23年度より、契約書に決算書の提出義務を明記するなどして、制度利用者すべてに対し、経営状況等を把握し、資産査定を実施した。
	(県からの貸付金運用益の使途) 貸倒引当積立用の資金が借入返済に充当されている。本来は損失補償引当資産等として設定されるべきである。	平成23年3月決算において、運用益のうち、貸倒処理の資金として積み立てておく必要がある金額については、借入金返済には充当せず「貸倒引当準備資産」として計上した。

